

住道矢田地域活動協議会規約

住道矢田地域協議会

I、住道矢田地域活動協議会規約

2013（平成25）年2月26日第一回運営委員会にて制定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は住道矢田地域活動協議会（以下「協議会」という
(事務所)

第2条 この協議会は、事務所を住道矢田福祉会館（住道矢田9丁目1番地5号）内におく。
(活動区域)

第3条 この協議会の対象とする区域は住道矢田1丁目～9丁目（別図で定める）とする。
(目的)

第4条 この協議会は、第3条に規定する活動区域の住民（以下「地域住民」）が、安全・
安心で、人の繋がりを大切にした活気溢れる町として、愛着を持ち、生活する地域の創造
に向け、各種団体との連携を密にし、住民参加型の行事等の取り組みを積極的に推進する
ことにより、地域の活性化と発展のために活動することを目的とする。

(事業)

第5条 この協議会は、前記の目的を達成するために、つぎの事業を行う。

- 1、地域住民が参加できる行事に関すること
- 2、協議会が取り組む活動に関する広報に関すること
- 3、協議会の予算、決算に関すること
- 4、構成団体の取り組み等に関わること
- 5、その他、協議会の目的達成に必要なこと

尚、つぎの活動は行わないものとする

イ、営利を目的とする活動

ロ、宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動

ハ、政治上の主義を推進し、支持し、これに反することを目的とする活動

ニ、特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反
対することを目的とする活動

第2章 組織

(構成)

第6条 この協議会は、別表にある諸団体によって構成する。
(資格の取得)

第7条 この協議会に加入しようとする団体は、住所、団体名、団体の目的、事業内容等を
明記し、会長に申し込み、役員会並びに運営委員会の承認を得ることによって資格を得る
ことが出来る。

第3章 機関

(機関)

第8条 協議会にはつぎの機関をおく。

(1) 運営委員会 (2) 役員会

(運営委員会の招集)

第9条 運営委員会は、役員会が必要と認めたとき、および運営委員の3分の1以上の要請があつたときに開催する。この会議は会長が招集する。

(運営委員の選出)

第10条 運営委員会は、運営委員で構成する。運営委員は、第6条に定められた諸団体から各1名選出される。なお、各町会長ならびに連合女性部の代表の参加は認める。

(運営委員会の議決事項)

第11条 運営委員会は、つぎの事項を議決する。

- 1、規約の決定ならびに変更に関すること
- 2、協議会の取り組みおよび年度計画に関すること
- 3、予算の議決および決算の承認に関すること
- 4、役員等の選任に関すること
- 5、部ならびに委員会の設置に関すること
- 6、構成団体の加入、脱退に関すること。
- 7、この協議会の解散ならびに解散に伴うことの決定に関すること
- 8、その他、協議会の目的達成に必要な重要事項に関すること

(役員会の構成と権限)

第12条 役員会は、会長、副会長、総務、書記、会計で構成する機関であり、つぎの権限を持つ。

- 1、運営委員会から与えられた事項の執行に関すること
- 2、運営委員会に提出する議案（事業計画・報告、予算・決算等）の作成
- 3、緊急事項の処理に関する事。ただし、つぎの運営委員会において必ず承認を得なければならない。

(事務局)

第13条 役員会は、運営委員会の承認を得て業務処理のため事務局をおくことができる。

事務局規定は別に定める。

(委員会の設置)

第14条 役員会が必要と認めたときには、各種対策委員会をおくことができる。対策委員会の運営は役員会で互選された役員の指導の下、役員会の承認を得て進めなければならぬ。

(議事)

第15条 運営委員会は別に定める議事運営規定によって運営する。

役員会の議長は会長があたる。

(会議の成立および議決)

第 16 条 この規約による会議は、構成員の 2 分の 1 以上で成立する。いずれも出席員の過半数で決め、可否同数のときは議長が決める。

ただし、第 11 条の第 1 項、第 6 項および第 7 項に関しては出席員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

第 4 章 役員

(役員)

第 17 条 この協議会に、つぎの役員、監事及び相談役（以下「役員等」）をおく。

会長	1 名
副会長	2 名
総務	1 名
書記	1 名
会計	1 名
監事	2 名
相談役	1 名

(役員等の職務)

第 18 条 会長はこの協議会を代表し、会務を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理をする。総務ならびに書記は会長を補佐し、事務局を統轄する。会計は会計事務を処理する。監事は協議会の会計ならびに役員の業務執行を監査する。相談役は会長並びに役員会を補佐する。

第 19 条 監事は、他の役員及び相談役を兼ねることはできない。

(役員の選任)

第 20 条 役員等は、運営委員会において選任する。

(役員の任期)

第 21 条 役員等の任期は、2 年とする。

2、前条の任期について、再任を妨げない。ただし、役員及び監事は、つぎの任期中において年齢が 75 歳を超えない者とする。

3、補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局員)

第 22 条 役員会は、運営委員会の承認を得て事務局員をおくことができる。

第 5 章 事業・予算・会計

(経費)

第 23 条 この協議会の経費は、区役所よりの助成金、寄付金等の収入を持ってあてる。

(事業年度・会計年度・会計規定)

第 24 条 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、財務規定は別に定める。

(事業計画および予算)

第 25 条 この協議会の事業計画および予算は、役員会がその案を作成し、運営委員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告および決算)

第 26 条 この協議会の事業報告および決算は、役員会がその案を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2月以内に、運営委員会に報告し、承認を得なければならない。

監査（監事）による監査結果について、地域住民、その他利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

(会計帳簿等の整備および公開)

第 27 条 この協議会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。

地域住民、その他利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

第6章 雜則

(規定)

第 28 条 この規約の施行に関し必要な規定は、運営委員会において別に決める。

付則

1、この規約は2013（平成25）年4月1日から実施する。

2、第17条の規定について、2013（平成25）年度の役員等の任期は、2014（平成26）年3月31日までとする。

住道矢田地域活動協議会規約改正

第1章総則 第2条(事務所)全面改正

(現在) この協議会は、事務所を住道矢田福祉会館(住道矢田9丁目1番地5号)内におく。

(改正) この協議会は、事務所をやすらぎセンター(住道矢田2丁目16番3号)内におく。

第4章役員 第17条部分改正

(現在) 副会長 2名

(改正) 副会長 若干名

(現在) 総務 1名

(改正) 総務部長 1名 副総務部長 1名

第6章雑則 追加

付則 3 第1章第2条並びに第4章第17条の規定について2016年6月26日の総会において改正。

II、議事運営規定

第1章 総則

第1条 この規定は規約第15条にもとづいて定める。

第2条 運営委員会の議事運営は、この規定によって行う。

第2章 会議の成立

第3条 会議の成立は、規約第16条の定めるところによる。

第4条 会議の構成員の資格審査は議長があたる。議長は、会長がこれにあたる。

第5条 会議は議長の会議成立の報告をもって成立する。

第3章 会議の議決

第6条 会議の議決は、規約第16条の定めるところによる。

第7条 止むを得ない理由により、運営委員会に出席できない運営委員は、書面をもって表決し、又は代理人を定めて表決を委任することができる。

1、この場合、定足数および議決の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

第4章 会議の議事録

第8条 会議の議事録については、つぎの事項を記載した議事録を作成する。

- 1、日時および場所
- 2、会議の現在数および出席者数（書面表決者および表決委任者を含む）
- 3、開催目的、審議事項および議決事項
- 4、議事の経過の概要およびその結果
- 5、議事録署名人の選任に関する事項（議事録は、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印するものとする。）

第9条 地域住民その他利害関係人が、会議の議事録の閲覧を請求されたときには、これを閲覧させなければならない。

第5章 雜則

第10条 この規定の改廃は運営委員会で決める。

付 則 この規定は2013（平成25）年4月1日から実施する。

III、事務局規定

- 第1条 本規定は住道矢田地域活動協議会規約規約第13条にもとづいて決める。
- 第2条 事務局は運営委員会の議決にもとづき、役員会の業務の処理および一般事務をつかさどる。
- 第3条 事務局には、業務処理のために事務局職員を置くことができる。
- 第4条 事務局運営については会長の統括のもとに、事務局の有機的活動をはかる。
- 第5条 事務局に総務部、事業部等、必要に応じて部を設ける。
- 第6条 事務局等の処理事項については、役員会の承認を得なければならない。
- 第7条 執行予算の支出については、会長の承認を要する。
- 第8条 事務局各部ならびに各種対策委員会からの文章発送、受理は総務部において処理する。
- 第9条 協議会よりの文章発送は、すべて会長ならびに関係部長の名をもってする。
- 第10条 事務局職員の任免については、役員会で決定し、運営委員会の承認をうける。
- 第11条 本規定の改廃は運営委員会できめる。
- 付 則 本規定は2013(平成25)年4月1日から施行する。

IV、財務規定

第1章 総則

第1条 この規定は住道矢田地域活動協議会規約第24条にもとづくものであって、この協議会の予算その他財務に関してはこの規定によらなければならない。

第2章 予算

第2条 岁入・歳出はすべてこれを予算に編入しなければならない。

第3条 総務部長は毎会計年度、前年度決算書、歳入予算見積書ならびに事務局各部の長、各種対策委員会の長ならびに構成団体等の代表の予算経費要求書にもとづいて予算案を作成し、会長に送付しなければならない。

第4条 会長は前項の予算案を検討し必要な調整をして歳入・歳出概算書を作成し、これを役員会に送付し、その決定を経なければならない。

第5条 会長は前条の決定を経た歳入・歳出予算書を運営委員会に送付し、その議決を経なければならない。

第6条 岁入・歳出予算書を運営委員会に提出するとき、会長は併せて歳入予算明細書を添付しなければならない。

第3章 予算の執行

第7条 会長は、予算が成立したとき監事に予算を通知しなければならない。

第8条 予算の執行に当たっては、その適正を期するため、会長は諸団体の長に支払い計画を求め、会計と協議の上適当な指示をすることができる。

第9条 岁出予算は各項に定める目的の外、これを使用することはできない。

第10条 予備費の使用は役員会の議決を経なければならない。

第4章 決算

第11条 会計は歳入決算書および歳出決算報告書にもとづき、当該年度会計報告書を作成しなければならない。

第12条 会長は、歳入・歳出決算を毎会計年度終了後2ヵ月以内に、これを監事に送付しなければならない。

第13条 会長は前条の歳入・歳出決算を監事の監査を経て、翌年度運営委員会に提出し、その承認を求めなければならない。

第5章 会計監査

第14条 監事はこの財務規定による会計事務の監査をする。

第15条 監事は議決機関の要求があるときは、臨時にその要求に係る事項について監査しなければならない。

第 16 条 監事は前条に定める場合を除く外、必要があると認めるときはいつでも監査することができる。ただし、役員会が交代したとき、または会計が交代したときは必ず監査しなければならない。

第 17 条 会計監査に当たっては必ず下の事項を監査しなければならない。

- 1、毎会計年度の収入・支出
- 2、その他、会計事務に関する必要事項

第 18 条 監事は毎会計年度ごとに監査を行い、その結果を監査終了後の運営委員会に報告しなければならない。

第 19 条 監事が監査を行う場合、原則、全員参加とする。やむなき事情のため欠席する監事は他の監事に権限を委任しなければならない。委任せず欠席した場合は一切の権限を出席する他の監事に委嘱したものとみなす。

第 2 章 雜則

第 20 条 本規定は運営委員会の承認を必要とする。

付 則 この規定は 2013 (平成 25) 年 4 月 1 日より施行する。